

2016年5月1日以降始期加入用

全国中小企業団体中央会 海外PL保険

海外で起こるリスクから
あなたの企業を守ります。

新規

加入(保険)期間:

2016年5月1日 午前0時1分～
2017年5月1日 午前0時1分

中途加入

加入(保険)期間:

毎月1日 午前0時1分～
2017年5月1日 午前0時1分



全国中小企業団体中央会

引受保険会社

MS&AD

三井住友海上火災保険株式会社

海外へ輸出されたあなたの会社の製品 こんなリスクがあることを考えています

case 1

輸出した自社製品のトラブルで賠償請求!!



解説

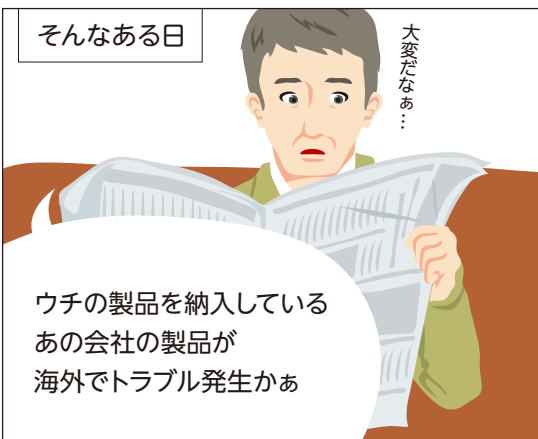
海外でのPL事故が起こった場合、事故が起こった現地との対応が、大きな負担となる場合があります。また、訴訟の結果次第では会社の経営にも大きな影響を与えてしまいます。

製品のトラブルは、いつどんなカタチで起こるかわかりません。だからこそ、もし

には、 か？

case 2

直接輸出していないのに賠償責任発生!?



解説

直接製品を輸出していない場合でも、その製品を使った他社の製品でトラブルが起こった場合には、製造者として賠償責任を求められてしまう場合があります。

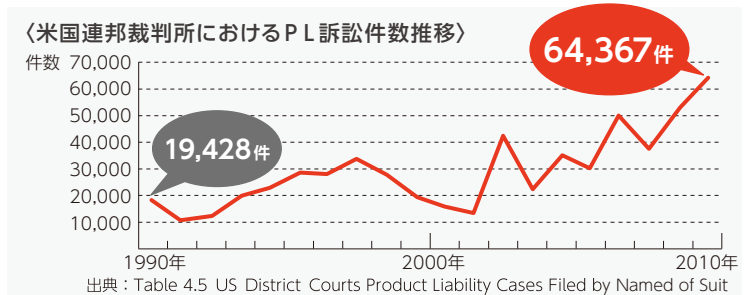
もの場合には**しっかりと対応できる備え**が大切になってくるのです。

全国中小企業団体中央会の海外PL保険 貴社の製品が原因で起こったトラブルに

PL事故に関する欧米諸国の考え方は年々厳しさを増しています。特に米国では1960年代後半からPL訴訟が急増し、その後も増加傾向にあります。

北米	ヨーロッパ諸国	アジア諸国
<ul style="list-style-type: none"> ● 陪審制度による公判 ● 弁護士成功報酬制度 ● 消費者の強い権利意識 	<ul style="list-style-type: none"> ● 早くから各国でPLに関する国内法が施行 ● 製品の安全確認・欠陥品の監視・PL法の適用という一連の流れが確立 ● 消費者のPL事故に対する高い意識 	<ul style="list-style-type: none"> ● すでに中国、台湾、韓国、タイ等で、PLに関する法律が立法化 ● 近年の経済発展とともに、消費者重視の傾向

米国連邦裁判所におけるPL訴訟件数は1990年の19,428件から2010年の64,367件と**3倍以上に増加**しています。



米国でのPL訴訟は、日本国内での訴訟と比べて損害賠償金や訴訟費用が高額になる傾向があり、またそのような傾向を生む背景や制度が存在します。

高額な賠償金	陪審制度	弁護士成功報酬制度
<ul style="list-style-type: none"> ● クラスアクションによる賠償金の巨額化 ● 連帯責任法理とディープポケット理論による賠償金全額の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ● 陪審員（一般市民）が責任の有無や損害賠償金を決定 ● 被害者への同情が先行し、原告有利に偏る判断が下されるケースがある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士の成功報酬は一般的に賠償金の30%~50% ● 被害者は訴訟費用を負担することなく訴えることができるため、米国でのPL訴訟頻度は高い

➡ PL訴訟に関する**リスク対策**が重要！

万一、PL訴訟に巻き込まれた場合、引受保険会社は被保険者に代わって、経験豊かなクレームエージェント、弁護士等を手配し、防御対応を行います。

海外で事故が発生した場合には**現地の法制度を踏まえた対応**が必要となります。

引受保険会社の手配した**クレームエージェント、弁護士等**が防御対応を行います。

- 引受保険会社は米国をはじめ、世界各地において輸送機器、産業用機械・器具、化学薬品、消費者用製品等の幅広い製品に関するPL訴訟の防御を行っています。
- 多数のクレーム防御の経験を有し、世界各地の充実したネットワークを誇る引受保険会社の訴訟防御体制は、海外におけるPL訴訟防御に着実に対応します。
- 世界レベルで弁護士やクレームエージェントのネットワークを活用。特に北米については、「Mitsui Sumitomo Marine Management (U.S.A.), Inc.」が北米各地での損害賠償請求に対し統一的な防御対応を実施しています。

なら、直接輸出、間接輸出にかかわらず しっかり対応します！

海外では高額賠償事故が数多く発生しています。(引受保険会社支払事例)

業種	事故内容	支払額
自動車部品製造 (事故発生地:米国)	製造した自動車部品に欠陥があり、その欠陥が原因で走行中の車両が横転した。その結果、2名死亡、3名重傷の重大事故となった。	損害賠償金:3億7,000万円 争訟費用等:4,000万円
生地製造 (事故発生地:中国)	納品した生地(原材料)が耐光度不足のため、完成品に不良品が発生してしまった。(不良完成品損害)	損害賠償金:9,900万円 争訟費用等:なし
自動ドア製造 (事故発生地:米国)	店舗入口の自動ドアの不良により、来店客が転倒し腰骨を骨折。訴訟では、製造上の欠陥は認められず損害賠償金は発生しなかったが、訴訟にかかわる費用が発生。	損害賠償金:なし 争訟費用等:560万円
自転車部品製造 (事故発生地:欧州)	自転車のチェーンが突然、破断したため運転者は転倒し意識を失い、後遺障害を負った。	損害賠償金:2,580万円 争訟費用等:880万円

➡ 『全国中小企業団体中央会海外PL』
での備えが有効です!!



全国中小企業団体中央会の海外PL保険のメリット

MERIT

1

クレームへの防御対応

万が一、PLクレームに巻き込まれた場合、引受保険会社は、被保険者に代わって、経験豊かなクレームエージェント、弁護士等を手配し、的確な防御対応を行います。

MERIT

2

輸出形態などにあわせて選べるプラン

輸出する製品の地域や、輸出形態にあわせて選べるプランを用意。無駄なくいざという時のために備えておくことができます。

詳細は
P.5

MERIT

3

賠償金や訴訟解決の諸費用のお支払い

損害賠償金だけでなく、訴訟時に発生する諸費用にも備えておくことができます。

詳細は
P.7

全国中小企業団体中央会 海外PL

輸出の形態と地域、希望の支払限度額をお選びいただくことで、希望する補償プランとすることができます。

貴社の製品は
どのような形態で
流通していますか？

直接輸出

貴社の製品を
海外の取引先へ直に、
または、
輸出商社等を経由して
輸出する場合。

間接輸出

貴社の製品を
国内完成品メーカーに納品し、
完成品に組み込まれて、
輸出する場合。

ATTENTION

国内のみの流通でも、
海外で賠償責任を
問われるリスクがあります。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額（自己負担額）は、保険金としてお支払いする1事故ごと

「自社の製品は国内のみの流通だから心配ない」

貴社の製品を
国内のみで販売

海外から来た人が
その製品を購入し
帰国

保険の加入プラン

保険金の支払限度額の希望額は？

以下のプランから選んでください。

(支払限度額は円建とドル建からご選択いただくことができます。)

輸出先には
北米地域が
含まれて
いますか？

含まない

含む

輸出先には
北米地域が
含まれて
いますか？

含まない

含む

分からない

5,000万円 / 50万ドル

1億円 / 100万ドル

2億円 / 200万ドル

3億円 / 300万ドル

5億円 / 500万ドル

1億円 / 100万ドル

2億円 / 200万ドル

3億円 / 300万ドル

5億円 / 500万ドル

5,000万円 / 50万ドル

1億円 / 100万ドル

2億円 / 200万ドル

3億円 / 300万ドル

5億円 / 500万ドル

1億円 / 100万ドル

2億円 / 200万ドル

3億円 / 300万ドル

5億円 / 500万ドル

1億円 / 100万ドル

2億円 / 200万ドル

3億円 / 300万ドル

5億円 / 500万ドル

の損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。なお、全国中小企業団体中央会海外PL保険においては、免責金額はありません。

と書いていても、下記のようなケースも考えられます。

帰国先で貴社の
製品が原因で、
事故が発生

損害賠償責任を
負うことに

全国中小企業団体中央会海外PL保険では、そのよう
なリスクにも対応できるプランもご用意しています。

除く北米地域

1億円 / 100万ドル

全世界

1億円 / 100万ドル

保険金をお支払いする主な場合

対象となる損害

被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が製造・販売した輸出品（対象生産物）の欠陥・瑕疵^{かし}に起因する事故の結果、他人の身体障害または物的損害が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

身体障害 [bodily injury]	負傷、疾病およびこれらに起因する死亡・後遺障害をいいます。
物的損害 [property damage]	対象生産物以外の財物（有体物）に対する物理的損傷およびこれらに起因するその財物の使用不能損害をいいます。また、偶然な事故に起因して発生した物理的損傷を伴わないその財物の使用不能損害を含みます。

お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等の損害賠償金（引受保険会社が被保険者に代わって防御対応を行う場合は、引受保険会社から損害賠償請求権者へ直接お支払いします。）
②争訟解決のための諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ○損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士費用等の費用（損害賠償金に対して保険金を支払う可能性があれば、被保険者の法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、引受保険会社は防御対応します。結果として、法律上の損害賠償責任が無かった場合でも保険金をお支払いします。） ○引受保険会社の要請により、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した妥当な費用 ○訴訟において要求される上訴ボンド・差押解除ボンドの保証料 ○身体障害事故が発生した場合の応急手当の費用 <p style="text-align: right;">等</p>

上記①および②の保険金の合算で、加入者証記載の支払限度額【Limits of Insurance】を限度とします。保険金のお支払額がこの支払限度額に達した場合、それ以降発生する事故については保険金をお支払いできません。また、その時点で防御対応している事故についてもその後の防御対応はできなくなりますので、支払限度額の設定には十分ご注意ください。なお、保険金の種類によっては、事前に引受保険会社の同意を要するものがありますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 戦争、内乱、暴動等に起因する損害賠償責任
 - 核物質からなる危険物に起因する損害賠償責任
 - 地震、噴火またはその結果生じる津波に起因する損害賠償責任
 - 罰金、違約金、懲罰的賠償金*、倍額賠償金等
 - 保険の対象となる生産物に含まれるアスベストに起因する損害賠償責任
 - 対象生産物（被保険者の製造・販売した輸出品）または仕事の結果自体に生じた損害
 - 欠陥またはその疑いのある対象生産物の回収・検査・修理・交換に要する費用およびこれらに起因する損害賠償責任
→欠陥またはその疑いのある対象生産物の回収・検査・修理・交換に要する費用については、割増保険料をいただき、「製品回収費用限定補償特約【Limited Products Withdrawal Expense】」をセットすることで、身体障害または物的損害が発生した場合に限りお支払いの対象とすることができます。
 - 契約により加重された損害賠償責任
- 等

注）懲罰的賠償金とは、加害者に対しての制裁として賠償金の上乘せを認める制度です。米国などで採用されており、PLクレームでも懲罰的賠償金が課される可能性があります。懲罰的賠償金は加害者（企業）の安全性を省みない営業至上主義に対する制裁などの意味合いがあります。なお、懲罰的賠償金は日本では認められていません。

保険適用地域

適用地域は下記の3通りとなります。

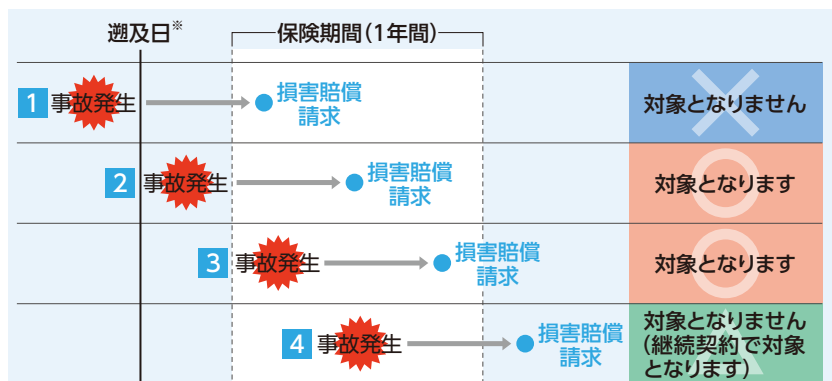
- 【日本を除く全世界】
- 【日本、北米を除く全世界】
- 【日本、北米、欧州、オーストラリア・ニュージーランドを除く全世界】

保険期間と保険金お支払いの関係

加入者証記載の遡及日*【Retroactive Date】以降に発生した事故に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合がお支払いの対象となります。（損害賠償請求ベース）

※遡及日は原則としてこの海外生産物賠償責任保険に新規でご加入いただく契約の保険始期日です。

- 1 事故日が遡及日以前なので対象となりません。
- 2 3 対象となります。
- 4 損害賠償請求が保険期間外なので、対象となりません。継続契約（今回ご加入いただく保険の次年契約）がある場合には、その継続契約の対象となります。



オプションの設定

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が製造・販売した輸出品（対象生産物）^(注1)の欠陥・瑕疵^{かし}に起因する事故の結果、他人の身体障害または物的損害が発生した場合に、対象生産物の回収^(注2)のために支出した合理的かつ必要な回収費用^(注3)を負担することによって被る損害（記名被保険者以外の者が実施した回収について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます。）に対して、保険金をお支払いします。

(注1)この特約で対象となる生産物は、基本契約で対象とする生産物のうち、この特約がセットされた初年度契約の始期日以降に製造されたものに限ります。また、一部対象とできない生産物もありますので、詳細はお問い合わせください。

(注2)次のいずれかの事由により保険期間中に適用地域内において開始された回収に限ります。

・被保険者または第三者が製品の回収が必要であると決定した場合 ・政府機関により製品の回収が命じられた場合

(注3)回収開始から1年以内に生じた回収費用、かつ、費用発生から1年以内に引受保険会社に通知された回収費用に限ります。

お支払いの対象となる損害

保険金お支払いの対象となる損害は次のいずれかに該当する費用または損害賠償金に限ります。

- 社告費用
- 文房具、封筒、案内文作成、郵便料金またはファックスに要する費用
- 正規の定額給従業員以外の従業員に支払われた超過勤務手当ならびにそのような従業員に生じる交通費および宿泊費
- コンピュータ使用（超過）料金
- 独立請負人およびその他の臨時雇用者を雇用するための費用
- 運送、船積または包装費用
- 倉庫または保管場所の費用
- 再利用できない生産物または生産物を含む他の製造物の適切な廃棄に要する費用。ただし、被保険者の当初の購入価格またはその製品の製造費用を超えないものとしします。
- 生産物の回収を実施し、または生産物の回収に参加した第三者によって支出された前記費用に対する損害賠償金

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- 生産物が意図した目的に適合しないこと（保証に対する違反を含みます）。ただし、身体、身体の障害または生産物以外の物的損害が発生した場合を除きます。
- 著作権、特許、企業秘密、トレードドレスまたは商標の侵害
- 劣化、変質、化学変化。ただし、製造、設計もしくは工程上の欠陥、生産物の輸送または生産物の不当な改変による場合を除きます。
- 信用、市場占有率、収入、利益を回復するための費用または生産物の再設計費用
- 生産物について指定された有効保存期間の終了
- この特約がセットされた初年度契約の始期日以前または出荷前に記名被保険者または記名被保険者の役員が知っていた欠陥
- 行政により市場に流通することがこの保険契約の保険期間の始期日以前に禁止されていたものまたは行政による禁止措置の後に供給もしくは販売されたもの
- 損害賠償請求または訴訟の防御
- 罰金、違約金、懲罰的賠償金または非補償的損害賠償金
- 汚染関連費用

支払限度額

1事故および保険期間中につきUS\$50,000を上限とします。

お支払いする保険金の額

お支払いする保険金の額は、1事故について次の算式によって算出される額とします。

$$\text{お支払いする保険金の額} = \text{損害の額} \times \text{縮小支払割合 90\%}$$

加入資格

お申込人となれる方は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している企業・個人事業主に限ります。

保険期間

2016年5月1日（午前0時1分）～2017年5月1日（午前0時1分）の1年間（中途加入も可能です。その場合は、毎月1日を保険始期日とします。）

保険料の払込方法

右記の口座にお振り込みください。

商工中金（金融機関コード：2004） 本店（店番号：131）	口座番号 普通 1220942 口座名義 全国中小企業団体中央会	振込期間 保険始期日前日まで
-----------------------------------	-------------------------------------	-------------------

被保険者の範囲

この保険の被保険者（記名被保険者）は、貴社です。ただし、記名被保険者（貴社）の対象生産物に関して損害を負担する場合に限り、次の①、②を追加被保険者として補償の対象者とすることができません。

① 国内下請メーカー、国内輸出商社 ⇒ 10社まで設定いただけます* ※設定する場合は保険料が割増となります。

② 記名被保険者が承認したすべての海外販売業者* ⇒ 無記名で包括補償（自動セット）

* 記名被保険者の対象生産物を販売する日本国外に所在する記名被保険者が承認したすべての海外販売業者をいいます。

お申込手続

お申込みに際して、告知事項申告書兼 お見積り用調査票をご提出いただけます。告知事項申告書兼 お見積り用調査票において、対象製品、仕向地別売上高、過去の事故歴（有無）等をご申告いただけます。

● ご申告いただく売上高は下記のいずれかです。

①「過去の実績売上高」 ②「保険期間中の見込売上高」

● 保険料は、保険の対象となる生産物の種類・用途^{*1}、輸出先、売上高（輸出高）^{*2}、被保険者の範囲等をもとに算出します。

*1 保険の対象とすることができない製品があります。

*2 全国中小企業団体中央会海外PL保険では売上高（輸出高）50億円が上限です。

リスク区分例示集 対象生産物を選択する場合の参考にしてください。

リスク区分コード	対象生産物(リスク区分)	例示
A1	農林畜水産業、農林畜水産食品製造	農産物・果物・畜産物製造、冷凍水産食品製造、水産くん製品製造、漬物製造、精米業など
A2	食料品製造(農林畜水産食品製造、食料品製造小売を除きます。)	肉・魚等練り製品製造、缶詰・びん詰食品製造、調味料製造、弁当・惣菜製造、乳製品製造、レトルト・インスタント食品製造、パン・菓子類製造、飲料製造、油脂・塩類・糖類製造、健康食品製造など
A3	化粧品製造	化粧品製造、香水製造など
A4	石けん、洗剤製造	石けん製造、洗剤製造、ワックス製造、シャンプー製造など
A5	肥料製造	
A6	飼料製造	家畜用飼料製造、ペットフード製造など
A7	ガラス、ガラス製品、陶磁器製造	ガラス製造、コップ製造、食器製造、陶器製造など
A8	家電製品、照明器具、冷暖房装置等製造	家電製品製造、電器照明器具製造、映像・音響装置器具製造、家庭用機械工具製造、家庭用ガス・石油器具製造、業務用冷暖房装置製造など
A9	建築材料、建築部品製造	建築用部材製造、建築用金具製造、サッシ製造、ドア製造など
B1	冷凍装置・設備製造	冷蔵庫製造、冷凍設備製造など
B2	レジャー用乗用具製造	モーターボート製造、ゴルフカート製造など
B3	事務用機器・器具(電子応用・通信機械・器具・装置をのぞきます。)	シュレッダー製造、電卓製造、磁気テープ製造など
B4	刃物・大工道具・農機具(動力付きのものを除きます。)	はさみ製造、かみそり製造、包丁製造、大工道具製造、作業工具製造、はしご製造など
B5	運動用品製造(スキューバダイビング、パラシュート、ハングライダー、パラグライダー用品以外の用品)	ゴルフクラブ製造、スキー用具製造、サーフボード製造、テニスラケット製造など
B6	小児用玩具・遊戯具製造	プラモデル製造、ぬいぐるみ製造、ゲームソフト製造、公園遊具製造など
B7	医療用具・器具製造(体内、体腔内に挿入されないもの)	ゴム製医療用品製造、コンドーム製造、ハサミ(医療用)製造、ピンセット製造、ベッド(医療用)製造など
B8	眼鏡・コンタクトレンズ製造	眼鏡製造、サングラス製造、コンタクトレンズ製造など
B9	家具製造	家具製造、畳製造、たんす製造など
C1	繊維、皮革、同製品製造(衣料品を含みます。)	製糸業、紡績業、織物業、鞣製造、衣類製造、財布製造、合成繊維製造など
C2	靴、履物製造	
C3	パルプ、紙、紙製品製造(他のリスク区分に分類されるものを除きます。)	パルプ製造、ノート類製造、ダンボール製造、新聞、製本など
C4	木材林業、木材、木製品製造	林業、木製品製造、漆器製造など
C5	プラスチック・ゴム製品製造(タイヤ・チューブを除きます。)	プラスチック製品製造、ゴム製品製造、塩化ビニル樹脂製造、ポリエチレン製造など
C6	化学製品製造(接着剤、石油・石炭製品、塗料・インキ、農薬、殺虫剤を含みます。)	接着剤製造、機械油製造、コークス製造、エナメル製造、ペイント製造、インキ製造、農薬製造、殺虫剤製造、か性ソーダ製造、塩酸製造、グリセリン製造、防臭剤製造など
C7	窯業、土石製品、研磨剤製造(生コンクリート製造を除きます。)	研磨剤製造、石灰製造、石材製造など
C8	鉄鋼、非鉄金属製品製造	くぎ製造、ボルト製造、ねじ製造、ガスボンベ製造、ノズル製造、金属パイプ加工品製造、製鉄業、製鋼業、鋼管製造、電線製造、アルミニウム製造、金属プレス製品製造など
C9	発電・送電・配電用機械・器具製造	発電機製造、配電盤製造など
E1	電子部品、デバイス製造	電子部品製造、小型モータ製造、磁器ヘッド製造、集積回路製造、スイッチ製造など
E2	電池製造	蓄電池製造、アルカリ電池製造、乾電池製造、太陽電池製造など
E3	理化学・光学器械・器具、レンズ製造(医療用計測器・電子応用装置を除きます。)	理化学機械製造、顕微鏡製造、カメラ製造、光学レンズ製造、映写機製造など
E4	自動車・自動二輪車用部品製造	エンジン製造、クラッチ製造、ブレーキ製造、クラクション製造、ワイパー製造など
E5	鉄道車両、同部品製造	
E6	自転車、児童乗物、同部品製造	自転車製造、乳母車製造、車椅子製造、三輪車製造など
E7	船舶、同部品製造	
E8	産業用運搬車両製造	運搬車製造、トレーラー製造、フォークリフト製造など
E9	貴金属製品製造	
F1	生活用品(文房具、食器、時計、その他の身の回り品)製造	食卓用品製造、台所用品製造、時計製造、浴室用品製造、ボールペン製造、楽器製造、ブラシ製造、傘製造、CD製造など
F2	看板、標識等製造	看板製造、ネオンサイン製造など
F3	産業用加工・工作機械製造	建設・鉱山・農業用機械製造、金属加工・工作機械製造、プラスチック加工機械製造、繊維機械製造、食品加工機械製造、木工機械製造、パルプ・製紙機械製造、包装・荷造機械製造、化学機械製造など
F4	産業用機械器具製造	ベアリング製造、パルプ・パッキン・ガスケット製造、昇降機製造、荷役・運搬機械製造、自動販売機製造、消火器製造、複写機製造、電話機製造、パソコン製造、計量・計測・試験・分析機械製造、X線装置製造など
F5	タイヤ、チューブ	
F6	農薬、殺虫剤、殺菌剤	
F7	医療用計測器・電子応用装置	

Q1 国内PL保険には既に参加していますが、海外PL保険にも加入する必要はありますか？

A1 国内PL保険では、日本国内で発生した事故についてのみしか適用になりません。海外に製品を輸出している場合等で、海外で身体障害・物的損害事故が発生する可能性がある場合には海外PL保険にも加入する必要があります。

Q2 完成品ではなく部品メーカーでも、海外PL保険に加入する必要がありますか？

A2 特に米国に製品を輸出している企業は、商社や完成品メーカーを通じての輸出でも、被害者の訴えにより米国の法廷に召喚される可能性があります。従って部品メーカーの方にも海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q3 輸出量が少ないので海外PL保険に加入する必要がないのでは？

A3 輸出量と海外PLリスクは比例しない場合もあります。輸出量の少ない製品で事故が発生し、巨額な損害賠償請求がなされた例もあることから、輸出量にかかわらず海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q4 保険適用地域は輸出先とすればよいのでしょうか？

A4 通常は、輸出先を適用地域とすれば結構です。ただし、この場合には原則としてこの保険適用地域内で身体障害・物的損害が発生した場合に保険の対象となります。(例えば、「北米を除く」とした場合に、韓国、中国、ASEAN諸国へ輸出した製品が、北米へ再輸出され、北米で発生した賠償事案は対象となりません。) 従って、輸出国から第三国に再輸出される可能性が有る場合には、保険適用地域を「日本を除く全世界」とすることが望ましいでしょう。

Q5 海外現地製造子会社を被保険者とすることができますか？

A5 海外現地法人については現地での保険規制の問題があり、この制度の対象にはできません。

Q6 海外PL保険を契約する以前に輸出した商品の原因とする場合にも保険の対象となりますか？

A6 保険の対象となります。ただし、「遡及日」以降に発生した事故に限ります。

Q7 保険期間中に損害賠償請求がなされれば、身体障害・物的損害が保険始期以前であっても保険で担保されますか？

A7 海外PL保険では「遡及日」という固有の条件が設定され、遡及日以降に身体障害・物的損害事故が発生し、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に保険の対象となります。なお、中央会海外PL保険では遡及日は、中央会海外PL保険にご加入いただいた日としているため、ご加入いただく前に発生した身体障害・物的損害事故については保険の対象外となります。

重要事項のご説明

全国中小企業団体中央会海外PL保険を
ご加入いただくお客さまへ

2015年10月以降始期契約用

この書面では英文賠償責任保険に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款【Common Policy Conditions】および特約【Endorsement】（特別約款【Coverage Form】を含みます。）によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。普通保険約款・特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
○海外生産物賠償責任保険	一般賠償責任保険普通保険約款【Common Policy Conditions】 + 生産物特別約款【Products/Completed Operations Liability Coverage Form】 + 各種特約【Endorsement】

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者【Insured】（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
○海外生産物賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者【Named Insured】」欄に記載された方

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)の「保険金をお支払いする主な場合」(7ページ)をご参照ください。

■お支払いする保険金

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)の「お支払いの対象となる損害」(7ページ)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)の「保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は次のとおりです。特約の内容の詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

Additional Insured(追加被保険者特約)

Limited Products Withdrawal Expense(製品回収費用限定補償特約)

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。
(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

以下の口座にお振り込みください。

商工中金(金融機関コード:2004) / 本店(店番号:131) / 口座番号 普通 1220942 / 口座名義 全国中小企業団体中央会 / 振込期間 保険始期日前日まで

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1.ご加入申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、全国中小企業団体中央会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2.告知義務・通知義務等 ~ご契約締結時の注意事項(告知義務)、ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務)~

(1) 契約締結時の注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

引受保険会社に告知いただいた項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご加入を解除し、変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご住所の変更等、告知事項記載欄【Declarations】に記載された事項の変更を行う場合

3.補償の開始時期

始期日の午前0時01分(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)記載の方法により払込みください。記載の方法により**保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。**

4.保険金をお支払いしない主な場合等

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

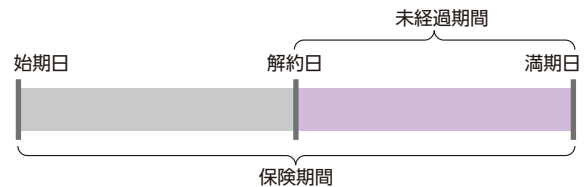
保険料はパンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)(8ページ)に記載されている方法により払込みください。パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご加入を解除させていただきますことがあります。

6.解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



7.保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)の「その他のご説明」(13ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(全国中小企業団体中央会海外PL保険)の「その他のご説明」(14ページ)をご参照ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】 【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にご加入いただき有効に成立したご加入は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) ご加入条件

①この保険は全国中小企業団体協会が保険契約者となる団体契約です。お申込人・記名被保険者となれる方は全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員である企業・個人事業主に限ります。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

②次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

(3) 支払限度額、免責金額が外貨建となる契約

支払限度額、免責金額が外貨建となる契約では、通貨換算日の換算レートによって保険金の額が変動します。そのため、お支払いする保険金の額がご加入時における換算レートによって計算された保険金の額を下回る場合があります。

(4) 保険料算出のための確認資料

保険料が賃金、入場者数、領収金または売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご加入の際に、保険料を算出するために必要な資料(実績数値の記載がある申込人または被保険者作成資料の写しおよび引受保険会社様式による「告知書」)を引受保険会社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. ご加入後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご加入手続から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。

(2) 損害賠償請求を受けた場合の防御について

被保険者が、万一損害賠償請求を受けた場合には、原則として、引受保険会社の選任するクレームエージェント、弁護士が被保険者に代わって防御対応を行います。ただし、日本を含む一部の国については、法律等との関連から保険会社による防御が不可能な場合や、事情によっては保険会社が前面に立って防御対応を行わないほうが適切な場合もあります。

(3) 被害者との交渉について

特にご注意ください

あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合(事故が発生した場合を含みます。)には、直ちに取扱代理店または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

○損害賠償請求を最初に知った時の状況 ○申し立てられている行為 ○原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス三井住友海上事故受付センター **0120-258-189** (無料)へ

事故は いち早く

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほかそれぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、訴状、クレーム通知書・レター
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	訴状、クレーム通知書・レター
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用を示す書類	支出された緊急措置費用・協力費用・訴訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内(日本国外における調査等が不可欠な場合には180日以内)に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、前表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。
■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

4. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

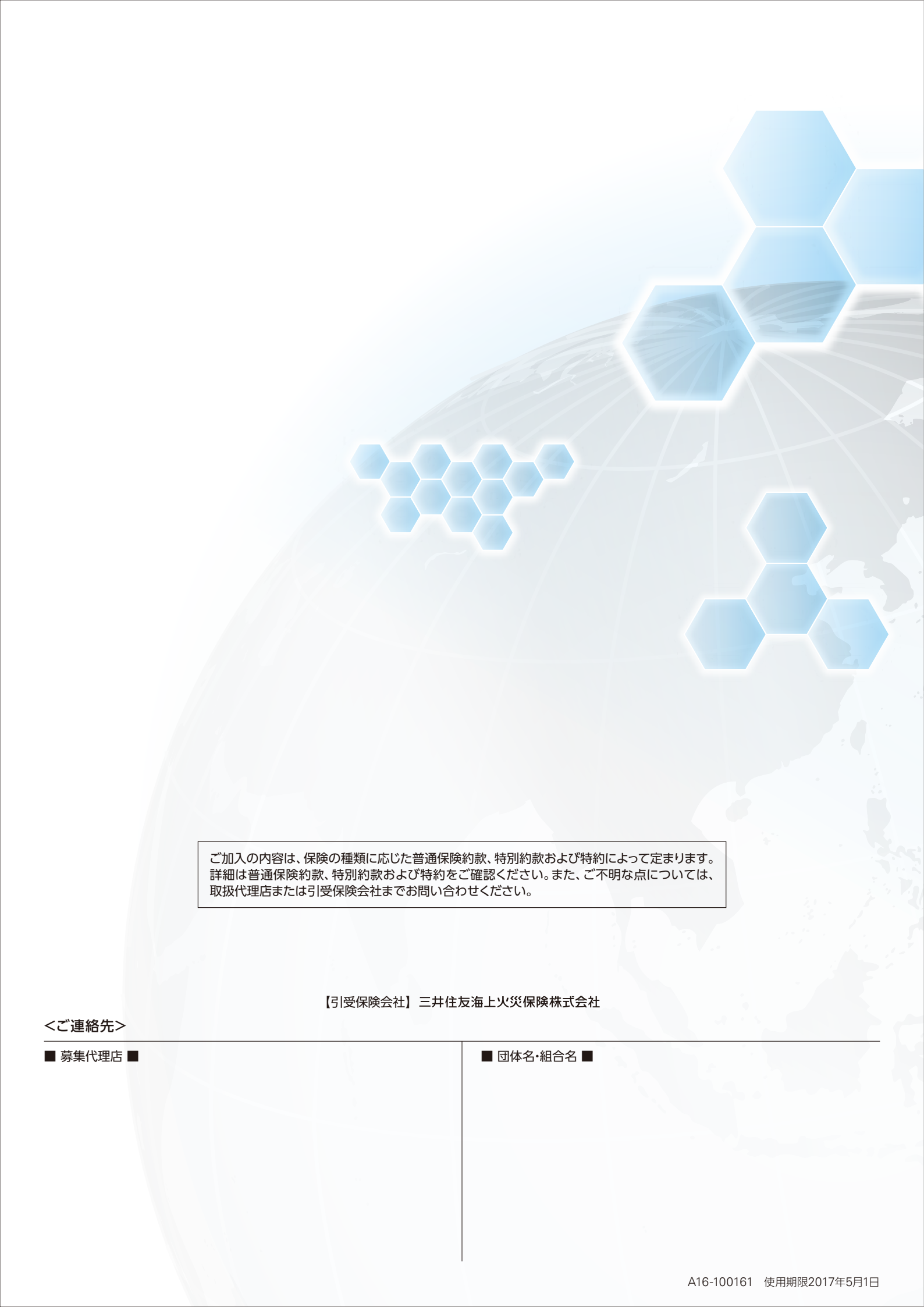
○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。



ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。
詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、
取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社

<ご連絡先>

■ 募集代理店 ■

■ 団体名・組合名 ■